

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【デジタル市役所推進室DX推進課】 6
- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】 8
- 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市計画課】 10
- 北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市交通政策課】 14
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【都市整備局道路部道路維持課】 15
- 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 16

◇ 規 則

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室DX推進課】 17
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室DX推進課】 18
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室DX推進課】 19

◇ 告 示

- 北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱の一部を改正する告示【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 23

◇ 公 告

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】	24
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	27
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	29

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務について、他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受ける等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和6年10月23日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地域再生法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象とすることにしました。

2 固定資産税

地域再生法に基づいて整備される特定業務施設に係る固定資産税の不均一課税について、特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備される従業員の児童に係る保育所等の施設をいう。）の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地を対象に追加することにしました。

この条例は、1については規則で定める日から、2については令和6年10月23日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

次の区域を条例を適用する区域に追加することにしました。

(1) 沼本町四丁目地区地区整備計画区域

(2) 舞ヶ丘一丁目地区地区整備計画区域

この条例は、令和6年10月23日から施行することにしました。

◇北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

北九州市営室町駐車場を廃止することにした。

この条例は、令和7年4月1日から施行することにした。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立折尾駅前自転車駐車場を廃止することにした。

この条例は、規則で定める日から施行することにした。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の一部改正に伴い、世帯主が被保険者証の返還に応じない場合の過料を廃止することにした。

この条例は、令和6年12月2日から施行することにした。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の制定及び北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる事務を追加する等のため、関係規定を改めることにした。

この規則は、令和6年10月23日から施行することにした。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務について、他の個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受ける等のため、関係規定を改めることにした。

この規則は、令和6年10月23日から施行することにした。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の制定及び北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる情報を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年10月23日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第33号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項事務の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表に次のように加える。

10 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の10の項事務の欄中「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、同項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の12の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の15の項を次のように改める。

15 削除		
-------	--	--

別表第2の16の項事務の欄中「知的障害者福祉法」の次に「（昭和35年法律第37号）」を加え、同表の17の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の24の項事務の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、同項特定個人情報の欄第1号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の25の項特定個人情報の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表の28の項事務の欄中「（平成17年法律第123号）」を削り、同表の32の項特定個人情報の欄第1号中「に関する情報又は障害者関係情報」を「、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表の33の項特定個人情報の欄中「医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等

共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の３５の項事務の欄中「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、同項特定個人情報の欄中第１号から第１６号までを削り、同欄第１７号の号番号を削り、同表の３６の項特定個人情報の欄第４号中「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」に改め、同表の３７の項特定個人情報の欄第２号中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は」を削り、同表の３８の項特定個人情報の欄第４号中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に改め、同表の３９の項特定個人情報の欄第３号中「年金給付関係情報」を「国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 4 号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例

(北九州市市税条例の一部改正)

第 1 条 北九州市市税条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 3 第 1 項第 3 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金(前号に掲げる寄附金を除く。)及び」に改め、同号エを次のように改める。

エ 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で市長が指定したもの

付則第 5 条の 2 の 3 中「第 1 0 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 1 項」を「第 1 3 項」に、「同条第 1 2 項」を「同条第 1 4 項」に、「法人を」を「者を」に改める。

付則第 1 5 条の 2 中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(1 4) 特定業務児童福祉施設 地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。

付則第 1 5 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分中「当該特定業務施設」の次に「若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」を加え、同項第 1 号中「特定業務施設」の次に「又は特定業務児童福祉施設」を加え、同項第 2 号中「特定業務施設」の次に「及び特定業務児童福祉施設」を加える。

付則第 1 5 条の 8 第 3 号中「特定業務施設」の次に「又は特定業務児童福祉施設」を加え、「第 8 条各号」を「第 8 条第 1 項各号」に改め、「掲げる業務施設」の次に「又は同条第 3 項各号に掲げる児童福祉施設」を加える。

(北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市市税条例及び法人等の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例(平成 1 9 年北九州市条例第 2 1 号)の一部を次のよ

うに改正する。

付則第2条中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条の規定 規則で定める日

（2） 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）第22条の3第1項第3号及び付則第5条の2の3の改正規定並びに次条の規定 規則で定める日

（個人市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定（前条第2号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の市税条例第22条の3第1項（第3号エに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号エ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定（付則第1条第2号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の市税条例付則第15条の7の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、若しくは増設された家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地について適用し、同日前に新設され、若しくは増設された家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地については、なお従前の例による。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第35号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

貫弥生が丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
貫弥生が丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画貫弥生が丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に、
沼本町四丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画沼本町四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
舞ヶ丘地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
舞ヶ丘一丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画舞ヶ丘一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

改める。

別表第 2 中

貫弥生が丘地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの	10分の6		10分の4	200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線までの距離	2.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	10メートル		
-----------------	---	-------	--	-------	--	-------------------	---------	---	--------	--	--

を

貫弥生が丘地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 共同住宅 (4) 集会所又は公民館 (5) 幼稚園又は保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に付属するもの	10分の6		10分の4	200平方メートル(集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線までの距離	2.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	10メートル		
沼本町四丁目地区地区整備計画区域	(1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの (3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (4) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分										

に、

	の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

利便福祉施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。） (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 診療所（住宅の用途を兼ねるものを含む。） (6) 病院 (7) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に付属するもの（自動車車庫にあつては、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの及び3階以上の部分にあるものを除く。） (10) 第1号から第8号までの建築物に付属しない自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）			180平方メートル（巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。）	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		15メートル		
----------	---	--	--	--	--------------------------	---------	--	--------	--	--

を

利便福祉施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅 (2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）			180平方メートル（巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。）	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル		15メートル		
----------	--	--	--	--	--------------------------	---------	--	--------	--	--

北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第36号

北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

北九州市自動車駐車場条例（平成5年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市営室町駐車場の項を削る。

別表第2の北九州市営室町駐車場の項を削り、同表の注書中「、北九州市営室町駐車場」を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第37号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「	「	折尾駅東自転車駐車場	「	「	中須二丁目11番	」	を
	「	折尾駅前自転車駐車場	「	「	南鷹見町13番	」	
	「	折尾駅東自転車駐車場	「	「	中須二丁目11番	」	に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第38号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第37号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

第17条 条例第3条第3項の規定により定める命令第2条の表161の項第4欄に掲げる利用特定個人情報に準ずる情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 命令第163条第1号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 生活に困窮する外国人であって生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者（以下この号において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る固定資産税又は軽自動車税の種別割に関する情報

イ 要保護者等に準ずる者と同じの世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報

ウ 要保護者等に準ずる者と同じの世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 命令第163条第2号に掲げる事務 前号に掲げる情報

(3) 命令第163条第3号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

(4) 命令第163条第4号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

(5) 命令第163条第5号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

(6) 命令第163条第6号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第38号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年北九州市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
本則に次の1条を加える。

第10条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項各号及び第3項各号に掲げる事業の実施に関する事務とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第39号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号アからエまでを削り、同号オ中「要保護者等」を「生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（イにおいて「要保護者等」という。）」に改め、同号オを同号アとし、同号カ中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「第25条第1号エにおいて「外国人進学準備給付金」を「第25条第1号イにおいて「外国人進学・就職準備給付金」に改め、同号カを同号イとする。

第12条第1号アを削り、同号イ中「公営住宅入居者等」を「北九州市営住宅条例第2条第1号の公営住宅の入居者又は同居者（イにおいて「公営住宅入居者等」という。）」に、「イ並びに」を「ア及び」に改め、「及び第2号」を削り、「イ及び」を「ア及び」に改め、同号中イをアとし、ウをイとする。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1号中「知的障害者福祉法」の次に「（昭和35年法律第37号）」を加える。

第17条第1号アを削り、同号イ中「改良住宅入居者等」を「北九州市営住宅条例第2条第2号の改良住宅の入居者又は同居者（イにおいて「改良住宅入居者等」という。）」に改め、同号中イをアとし、ウをイとし、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を削る。

第25条第1号アからカまで以外の部分中「若しくは第3項」を「及び第3項」に、「又は」を「並びに」に、「支援給付若しくは」を「支援給付及び」に改め、同号アからエまでを削り、同号オ中「要支援者等に係る」を「中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25

年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（イにおいて「要支援者等」という。）に改め、「第13条の」の次に「規定による」を加え、同号オを同号アとし、同号カ中「外国人進学準備給付金」を「外国人進学・就職準備給付金」に改め、同号カを同号イとし、同条第2号中「（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは」を「並びに」に、「若しくは第2項」を「及び第2項」に改め、「の規定による支援給付」を削り、同条第3号中「若しくは平成25年改正法」を「並びに平成25年改正法」に、「若しくは第2項」を「及び第2項」に、「規定による職権による支援給付の開始」を「職権による開始」に、「規定による職権による支援給付の変更」を「職権による変更」に改め、同条第4号中「若しくは平成25年改正法」を「並びに平成25年改正法」に、「若しくは第2項」を「及び第2項」に改め、「の規定による支援給付」を削り、同条第5号中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、「規定による」を削り、同条第6号中「若しくは平成25年改正法」を「並びに平成25年改正法」に、「若しくは第2項」を「及び第2項」に、「から第3項までの規定による」を「及び第2項の」に、「又は第2項の規定による」を「の」に改める。

第26条各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法第49条の2又は第59条の2の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る第1号被保険者（介護保険法第9条第1号の第1号被保険者をいう。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 介護保険法第51条の3第1項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (6) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 介護保険法第61条の3第1項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 介護保険法第66条第1項又は第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法第66条第3項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の消除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (10) 介護保険法第67条第1項又は第2項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (11) 介護保険法第68条第1項の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (12) 介護保険法第68条第2項の保険給付の一時差止めの記載の消除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (13) 介護保険法第69条第1項の給付額減額等の記載を行う場合の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (14) 介護保険法第69条第2項の給付額減額等の記載の消除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (15) 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 当該確認に係る被保険者（介護保険法第9条に規定する被保険者をいう。第19号において同じ。）、要介護被保険者（同法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (16) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る居宅要支援被保険

者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。次号において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

(17) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(18) 介護保険法第115条の45第10項及び第115条の47第9項の利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る外国人生活保護実施関係情報

(19) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報

(20) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(21) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(22) 介護保険法施行規則第32条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(23) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第35条第1号アからニまで以外の部分中「次に掲げる情報」を「生活に困窮する外国人であって生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者に係る北九州市営住宅条例第13条の規定による使用料の納付に関する情報」に改め、同号アからニまでを削る。

第36条第1号中「地方公務員等共済組合法」の次に「（昭和37年法律第152号）」を加え、同条第2号中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第413号

北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱の一部を改正する告示

北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱（昭和58年北九州市告示第283-2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に改め、同項第4号及び第5号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第6号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同項第7号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

北九州市公告第757号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 業務の名称

令和6年度 住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器等の借入れ及び保守業務

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和12年2月28日まで

(4) 履行場所 北九州市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。
)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 期間 この公告の日から令和6年12月3日まで(日曜日等を除く。

)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 入札説明会は行わず、令和6年11月15日午後4時30分まで、前号アの場所又は電子メールにて、入札関係資料を無償で交付する。

(3) 入札参加申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年11月15日午後4時30分までに入札参加申出書を郵送又は持参にて第1号アの場所に提出しなければならない。

(4) 調達予定機器届出書の提出 前号の入札参加申出書を提出したものは、令和6年11月22日午後4時30分までに調達予定機器届出書を、電子メールにて提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 郵送により入札書を提出する場合は、第1号アの場所に、令和6年12月2日午後4時30分までに提出のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 日時 令和6年12月3日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は無

効とする。

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用 全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局市民部区政推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2107

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured:

Lease and Maintenance of Server Devices for Basic Resident Registration
Network System

(2) Deadline of Tender (by mail)

4:30p.m December 2, 2024

(3) Deadline of Tender (by hand)

1:30p.m December 3, 2024

(4) For further information, please contact:

Ward Administration Division,

Citizen's Affairs Department,

General and Civic Affairs Bureau,

City of Kitakyushu,

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2107

北九州市公告第758号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）
	工事場所	北九州市門司区太刀浦海岸
	工事内容	コンテナクレーン製作据付1基 既設6号クレーン撤去解体1基
	工期	請負契約締結の日から令和9年3月31日まで
	予定価格	14億4,200万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
その他	<p>(1) この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、現場説明書（特記仕様書）を確認すること。</p> <p>(2) この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。</p>	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	機械器具設置工事（希望順位を問わない。）
	許可	機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
	実績	平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に完成検査を受けた日本国内における本工事と同種工事（国内の自社工場で製作したコンテナクレーンの製作据付）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表者としてのものに限る。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
その他	北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>(1) この公告の日から令和6年11月1日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 令和6年11月5日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>(1) 令和6年11月14日及び同月15日 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) 令和6年11月18日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和6年12月10日 午前9時40分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>	
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>	

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第761号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月23日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

プラスチック収集用指定袋 520万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和7年7月31日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

435万枚 令和7年5月頃

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が104万枚以上であるものに限る。）があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年11月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和6年12月4日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月5日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和6年11月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月13日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和6年11月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和6年11月21日から同年12月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月5日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和6年12月4日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

- ア 場所 第1号アの場所
- イ 日時 令和6年12月5日午前10時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
 - Purchase of Clear plastic bag for plastic
 - Quantity: 5,200,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
 - For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., December 5, 2024

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., December 4, 2024

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017